

鳥取県立博物館の改修整備について！



1

これまでの経緯

| 時期 | 内容 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成27年 3月 | <p>鳥取県立博物館現状・課題検討委員会</p> <p>「自然、歴史・民俗、美術の3分野のいずれかのために新たな施設を整備するとともに、現在の建物を残る2つの分野のための施設に改修することを基本として考えるべき。」</p> |
| 平成27年 7月 | <p>博物館協議会で改修基本構想の検討開始</p> <p>(美術館→鳥取県美術館整備基本構想検討委員会設置。検討開始)</p> |
| 平成30年 6月 | <p>鳥取県立博物館改修整備基本構想(中間まとめ)の策定</p> <p>現施設のリニューアルオープンは、平成36年度に予定されている美術館開館後の改修工事を経た後であり、現在から10年程度先になることから、その頃には博物館の利用者ニーズや社会経済情勢等も相当変化していると予想されることから、適当な時期に本基本構想を時点修正することも必要である。</p> |
| 令和 5 年 8月 | <p>改修整備基本方針の検討開始</p> <p>6月県議会で「県立博物館改修整備検討事業」を予算化。</p> |

2

改修整備基本構想（H30.6月）の概要

I 県博の設置目的

- 1 鳥取県の美しく豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みを確実に後世に伝えていくとともに、国内外の多彩な自然や人間の歩みへの理解を促す。
- 2 子ども達をはじめとする県民が、独自の自然と先人の歩みに由来する鳥取県の個性や魅力を確認・強化しつつ、国内外の自然や人間の歩みの多彩さに触れて知的探求の幅を広げ、より深化させていくことを、学校教育と連携して支援する。
- 3 独自の自然風土や歴史文化に支えられ、多彩な学術文化に囲まれて心豊かに暮らせる地域を創り上げることに貢献する。
- 4 独自で多彩な自然と人間の歩みを調査・紹介・普及することにより、国内外から多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

II 必要な機能・改修後の計画（案）

- 1 収集・保管
 - ①鳥取県の自然や歴史・民俗に関する資料 ②収集資料の保管と活用
- 2 展示
 - (1)常設展示（①鳥取県を知るための融合展示 ②鳥取県に関する分野別展示）
 - (2)企画展示（①国内外の貴重な資料 ②鳥取県の自然や歴史・民俗 ③県立美術館主催の美術系展覧会）
- 3 調査研究
 - ①収集資料の整理と研究 ②目録・データベースの提供と「研究報告」の発行
- 4 教育普及
 - ①講座・講演会・観察会・ワークショップ等の充実 ②アウトリーチ活動 ③学校教育活動の支援
- 5 地域・県民との連携・協力
 - ①ボランティアや任意団体等 ②研究機関等 ③県民の活動成果の発表機会の提供 ④県内他館との連携

3

改修整備基本構想（H30.6月）記載の「今後の進め方」

<進め方①>

本構想に掲げた、施設設備等の改修工事並びにリニューアルオープン後の自然、歴史・民俗分野が目ざす機能や事業を実現していくためには、美術館整備の進捗と密接に連動しつつ、博物館機能の担い手たる学芸員をはじめとした館職員が協働して準備を進めるとともに、様々な関係団体や有識者、利用者等の意見や要望、更には民間のノウハウ等も参考にしながら検討を進めていくことが必要である。

<進め方②>

美術分野が独立することで収蔵資料の増加に伴う狭隘化の問題がある程度解消できるが、反面、美術館が倉吉市に新築されることにより、東部地域で美術作品を鑑賞したり発表する機会が減少することが懸念され、東部地域の県民の方を中心にして、**現施設での美術分野の事業展開等の維持を強く要望されていることに配慮**する必要がある。

<県議会附帯意見（H29「鳥取県立美術館整備推進事業」について）抜粋>

3. 鳥取藩ゆかりの絵師（土方稲嶺、片山楊谷、黒田稻臈、沖一峨など）の作品や当時の美術工芸品、更には、鳥取市にゆかりのある吉田璋也に代表される民芸運動による工芸及び近現代の工芸作品は、その歴史的、地域的背景を勘案し、現在の博物館施設に残すこと。
併せて、引き続き研究・管理・展示・解説ができるよう学芸員を配置すること。

<進め方③>

現施設の改修工事期間中は、**全ての収蔵物品を館外で保管・管理する必要があり、当該一時保管の課題も加える必要がある。**

<進め方④>

改修に当たっては、**外観に新たな博物館の出発を示せる象徴的な意匠をほどこすことや、外構まわりも含めてユニバーサルデザインの観点での必要な対応**を行うことも併せて検討するものとする。

改修整備基本構想（H30.6月）の 見直しに必要な項目

次について意見をお聞かせください。

(1)事務局想定 of 項目（1～7）について

(2)その他見直しが必要な項目について

5

<項目 1> 博物館法の改正等

博物館法の一部改正（令和5年4月1日施行）

<法律の目的及び博物館の事業の見直し>

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法 of 精神に基づくことを定める。
- 博物館の事業に博物館資料 of デジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力 of 向上に取り組むことを努力義務とする。

これからの博物館に求められる役割・機能

「博物館法制度 of 今後の在り方（答申）」 2021.12.20文化審議会

- 「文化をつなぐミュージアム」（Museum as Cultural Hubs ※ICOM京都大会で提唱）としての地域のまちづくりや産業活性化、社会包摂、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化やSDGsなど社会的・地域的課題と向き合うための場
- 実物（もの）に触れる感動など、文化芸術や自然科学の気付きや発見 of 共有の場
- デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデル of 構築

<5つの方向性>

- 「守り、受け継ぐ」資料 of 収集・保管・蓄積と文化 of 継承
- 「わかち合う」資料 of 展示、情報 of 発信と文化 of 共有
- 「育む」多世代への学び of 提供
- 「つなぐ、向き合う」社会や地域の課題（まちづくり・観光・福祉等）への対応
- 「営む」専門人材 of 確保、継続可能な活動と経営 of 改善向上

6

<項目2>『ふるさとキャリア教育』の推進

ふるさとキャリア教育の考え方

本県が直面している産業の衰退、人口の減少・流出といった課題への対応は、一刻の猶予も許されない切実な状況にある。本県の将来ビジョンを考えたとき、これらの課題に対して教育としてできることは、教育による人づくりと考え、**教育を通じて地域の魅力を学ぶふるさと教育と、自らの生き方・在り方について考えるキャリア教育の充実を合わせた、全県で一体となった「ふるさとキャリア教育」の充実が求められている。**

ふるさとキャリア教育は地域の文化や歴史・産業等学び、地域課題の解決に向けた取組を考える学習であり、歴史や文化、自然、産業などを、「知ること」、そこから見出された事象や課題について「学ぶこと」（考えること）、そしてそこから学んだことを自分自身の将来や地域の未来に生かすこと、こうした学びをしていく教育である。

「子どもたちは地域の宝、地域の未来」「地域の子どもは地域で育てる」という認識のもと、学校・家庭・地域が互いに連携・協働し、地域の未来を担う子どもたちの成長を地域全体で見守り、支えていくため、コミュニティ・スクール（CS）の仕組みを活用したふるさとキャリア教育の取組を推進する。**このふるさとキャリア教育の視点をすべての教育施策の基軸とし、次のような目指す人間像を明確にした取組を進めている。**

- ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材
- 鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を身につけた人材
- 社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材
- 自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材

<県立博物館での取組>

(1) 館内プログラム

- 常設展示解説
- 特定テーマ解説
- 教員のための博物館の日
- 「ふるさとキャリア教育」のための博物館利用法にかかる相談会

(2) 館外プログラム

- 学芸員派遣
- 出前展示/学校でアート



7

<項目3> 国史跡「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平」の変化

史跡整備の進捗

- 鳥取市の「史跡鳥取城跡保存整備実施計画」（平成19年）に基づき大手登城路復元整備を推進
 - 擬宝珠橋（H30）
 - 中ノ御門表門（R1～R3）→ 渡櫓門はR5.7.9上棟式
 - 今後も太鼓御門の整備等が予定



仁風閣の大規模改修

- 明治末期に建てられた当時の最先端技術が詰まった国指定の重要文化財。大正天皇が皇太子時代に山陰を訪問された際に宿泊された場所として、当時の様子がそのまま展示。
- 改修工事のためR5.12.28をもって休館に入る。
 - R6.1月～3月 引越しなど
 - R6.4月～改修工事
 - R10.秋頃（遅くともR11.3）リニューアルオープン



にぎわい創り

- 桜のライトアップ・ぼんぼり点灯（3～4月）
- 鳥取三十二万石お城まつり（9月）
- ときめきマルシェ（5～10月）
- 城跡ライトアップ（7～11月）
- 山陰海岸ジオパークのジオスポット

※現状変更を伴う行為は、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可が必要。

8

<項目4> 教育DXの推進

- GIGAスクール構想が本格的にスタートして3年目となり、鳥取県では令和5年度を「活用充実期」と位置付け、先進的な教育実践を進めることとしている。
- 令和5年度中に次期「鳥取県学校教育情報化推進計画」を策定し、情報活用能力の育成や教育データの利活用など、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。
- 1人1台端末が整備された教育環境においては、博物館としての関わり方は無限。

<県立博物館での取組>

県立博物館は、令和2年度に図書館、公文書館、埋蔵文化財センターと共同で構築した「とっとりデジタルコレクション」を公開しているとともに、博物館に来ることができない子どもに向けたオンラインでの展示解説などにも取り組んでいる。



※DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること。

9

<項目5> 新型コロナウイルスの影響と顕在化した課題

「博物館法制度の今後の在り方（答申）」 2021.12.20文化審議会

- 2020年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に伴い、多くの博物館は、休館や入場制限を余儀なくされた。
- 実物（もの）に触れる感動と、実物（もの）を仲介として他者（ひと）と対話し、文化芸術や自然科学についての気付きや発見を共有することがいかに重要なことであるかを確認する機会ともなった。人びとが日常生活の中でこのような体験を得ることができる身近な場としての地域の博物館の重要性が改めて認識された。
- このような中、特に、デジタル技術を活用したコレクションのデジタル・アーカイブ化と、インターネットを通じた教育・コミュニケーション活動は、ミュージアムの社会的役割を全うするためにも必要かつ有効であるということが改めて認識された。



- 一部の博物館では、デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築や、館を実際には訪れない人々までを含んだ交流・魅力の発信など多様なアプローチを模索しており、この点については、博物館の重要な事業として位置付けるとともに、今後の博物館の活動と経営に組み込むべきである。

10

<項目6> 増え続ける収蔵資料

改修整備基本構想を策定した後も収蔵資料は増えています。

<集める方法> 購入（製作）、寄贈、採集（拾得）、保管換、分類換

| 分野 | 内 容 | H30.4月 | R5.4月 | 差し引き増 |
|----|-------------------|---------|---------|--------|
| 自然 | 動物剥製、植物標本、化石・岩石 等 | 90,100 | 101,418 | 11,318 |
| 人文 | 考古・歴史・民俗資料、藩政資料 等 | 73,527 | 80,042 | 6,515 |
| 美術 | 絵画、彫刻、写真、工芸、書 等 | 9,581 | 10,618 | 1,037 |
| 計 | | 173,208 | 192,078 | 18,870 |

※上表以外に整理中の資料が多数あり

11

<項目7> その他検討を要するもの

(1)耐震改修（安全）

- ・県有施設のうち耐震未改修である最後の施設
- ・更新すべき設備の増

(4)既存不適格の解消

- ・現行の建築関係法令に適合（建築基準法、消防法など）

(2)バリアフリー

- ・県福祉のまちづくり条例への対応（動線・トイレ・昇降機など）

(5)工事中の資料の保管方法

- ・現有施設を部分的に使用しながらの工事及び仮設倉庫など

(3)脱炭素（環境配慮）

- ・省エネ法、ZEBオリエンテッド対応（省エネ、創エネを合わせた省エネ計画）

(6)駐車場不足

- ・来館者用駐車スペースの拡大（現40台）

※（1）～（5）については、元設計事務所に検討を委託

12